

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 大桑村

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	0.0%
全職員	89.4%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
課長相当職	0.0%
課長補佐相当職	90.9%
係長相当職	105.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	0.0%
31～35年	87.8%
26～30年	90.2%
21～25年	90.4%
16～20年	0.0%
11～15年	77.5%
6～10年	104.3%
1～5年	116.5%

【説明欄】

全職員の男女比率は6：4であるところ、勤続年数31年以上を占める女性職員の割合が約2割となっており、相対的に給与水準の低い職員が女性に偏っている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。